

## 東京都地域医療対策協議会(概要)

## 【目的】

医療法第30条の23の規定に基づき、医師等医療従事者の確保方を協議すること

(参考) 医療法第30条23

都道府県は、次に掲げる者の管理者その他の関係者との協議の場を設け、これらの者の協力を得て、救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項に関し必要な施策を定め、これを公表しなければならない。

号	医療法で規定する区分	都における委員選出団体	人数
一	特定機能病院	特定機能病院	1
二	地域支援病院	地域支援病院	1
三	第31条に規定する公的医療機関	都立病院	1
五	診療に関する学識経験者の団体	東京都医師会	1
		東京都病院協会	1
六	医療従事者養成機関	東京都地域医療医師奨学金制度を設置している大学	1
七	社会医療法人	社会医療法人	1
八	その他	学識経験者（へき地医療協議会ほか）	6
		東京都小児科医会	1
		東京産婦人科医会	1
		独立行政法人国立病院機構	1
		地域住民代表	2
		関係区市町村	3
	関係行政機関	3	

計24名

※ 四号「医師法第16条の2第1項に規定する厚生労働大臣の指定する病院」（臨床研修病院）については、単独で選出せず、他の選出区分と兼ねている。

## 【協議事項】

- (1) 医師等医療従事者の確保及び育成に関する事項
- (2) その他必要な事項

## 【委員の任期】

2年間 <第5期任期>平成27年12月1日から平成29年11月30日まで

## 【これまでの主な議題や報告事項】

- 第1期 「医師の確保に関する提言」
- 第2期 「医師及び医療関係職等との役割分担とチーム医療の推進について」
- 第3期 「東京都保健医療計画」「東京都地域医療支援センター」
- 第4期 「医師臨床研修制度」「東京都医療勤務環境改善支援センター」